

第12章

化学物質管理

第12章 化学物質管理

●法令の背景

1990年代、ダイオキシン類や有機溶剤による環境汚染が社会問題となり、化学物質の排出実態を「見える化」する制度の必要性が高まった。住民の不安や知る権利の声に応える形で、国際的な動きに呼応し、1999年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）が制定された。そして、2001年に PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）が開始し、化学物質の工場からの排出量、移動量を事業者届け出させ、国が1年ごとに公表する仕組みを整えた。

さらに、県条例では、化学物質の製造量と使用量の合計（取扱量）についての届出、化学物質を適正に管理するために講ずる措置を記載した書類（特定化学物質等管理書）の作成・提出及び事故時の措置を義務付けている。愛知県は、化管法及び県条例に基づき届出・推計された愛知県内の化学物質の環境への排出量等を取りまとめ、毎年公表している。

化管法	（目的）事業者による化学物質の排出・移動量の把握と、それに基づく自主管理改善の促進。
化審法	（目的）新規化学物質の事前審査と、有害な化学物質の規制により、人の健康と環境の保全を図る。
化管法で事業者が排出する化学物質の量を把握・公開し、その情報を利用して化審法の化学物質のリスク評価に活用することもできるなど相互に連携しています。また、化審法が新規・既存の化学物質の「審査と規制」を行うのに対し、化管法はすでに流通している化学物質の「排出量を把握」し、管理の改善を促すという違いがあります。	

一宮市の状況

一宮市では、PRTR 制度による排出量及び県条例による取扱量の届出の受理を行っている。

この章では、以下の 2 項目について分類して記述する。

I 法及び県条例の対象事業所数（表 12-1）

II 届出状況（表 12-2、表 12-3）

化管法及び県条例の対象となる事業所の数は、表 12-1のとおりである。また、化管法に基づく届出の状況は表 12-2のとおりであり、県条例に基づく届出の状況は表 12-3のとおりである。

表 12-1 化管法及び県条例対象事業所(2025年3月31日現在)

業種	化管法 事業所数	県条例事業所数		
		従業員数		
		合計	20人以下	21人以上※
合 計	53	50	14	36
繊維工業	4	4	3	1
出版・印刷・同関連産業	1	1	1	0
石油製品・石炭製品製造業	1	1	1	0
プラスチック製品製造業	4	4	3	1
金属製品製造業	2	2	2	0
輸送用機械器具製造業	1	1	0	1
下水道業	2	1	0	1
燃料小売業	32	32	1	31
洗濯業	1	1	1	0
商品検査業	1	1	1	0
一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	2	0	0	0
医療業	1	1	0	1
食料品製造業	1	1	1	0

表 12-2 化管法による届出の状況

項目	件数
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	47
変更届出書	13
過年度新規届出書	0
取下げ願	0
電子情報処理組織使用届出書	3
電子情報処理組織変更届出書	18

表 12-3 県条例に基づく届出の状況

項目	件数
特定化学物質取扱量届出書	50
特定化学物質等管理書作成提出書※	2
特定化学物質等管理書変更提出書※	8
特定事業所の事故時の措置に関する届出書	0

※ 表12-1に示す、従業員数が21人以上の事業所を有する事業者を対象とする。

※ 管理書の作成及び提出並びに事故時の措置に関する届出の対象事業所である。